

立川税務署から

【所得税の還付申告は1月から提出できます】

給与所得などのある方で、平成20年中に次の理由で源泉徴収税額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。早めに提出すると還付金の受け取りが早くなります。

- *住宅をローンなどで取得した
- *多額の医療費を支払った
- *年の途中で退職した
- *平成20年分の所得が公的年金などに係る雑所得のみで源泉徴収されている など

- ◇提出
 - ▽郵送 〒190-8565 立川市高松町2-26-12 立川税務署へ(申告書の「控」もボールペンなどで記入し、住所・氏名を記入し切手をはった返信用封筒を同封)
 - ▽窓口 月曜～金曜日(祝日、年始を除く)の午前9時～午後5時に立川税務署で

【国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください】

国税の申告や納税、法定調書などの提出が、税務署に出かけなくても自宅でする便利なシステムです。

「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書(市役所市民課で発行)を添付して、国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接送信することができます(ただし、贈与税を除く)。

これにより、最高で5000円の税額控除を受けることができます(平成19年分または20年分のいずれか1回)。また、還付されるまでの期間が、短縮されます。

【確定申告に関する相談会を開催】

～昭島市役所市民ホールで～
東京税理士協同組合、立川税務署職員が無料で相談に応じます。

申告書作成に必要な源泉徴収票、印鑑、国民年金保険料などの支払いを証明する書類、生命保険料控除証明書などをお持ちください。還付申告の場合は、還付金振込先口座がわかるものも所持

ちください。作成した申告書は、当日提出できます。

なお、会場が込み合いますので、車での来場は、ご遠慮ください。

◎年金受給者の方への申告指導相談会

所得税申告書の書き方について相談を受け付けます。

◇日時

- ▽東京税理士協同組合による相談 2月9日(月)の午前9時30分～正午(受け付けは11時まで)、午後1時～4時(受け付けは3時30分まで)
- ▽立川税務署による相談 2月10日(火)の午後1時～4時(受け付けは3時30分まで)

◎三税共同申告相談会

所得税・事業税・住民税申告について相談を受け付けます(譲渡・贈与・相続関係の相談を除く)。

◇日時 2月10日(火)の午前9時30分～正午(受け付けは11時まで)

※詳しくは、立川税務署 ☎5231181へ。



社会保険庁から

老齢年金受給者に源泉徴収票を送付

社会保険業務センターでは、昨年の年金支払い総額や介護保険料などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を老齢基礎年金や老齢厚生年金などの受給者へ1月下旬に送付します。

この源泉徴収票は所得税・住民税の申告をする場合などに必要となりますので、大切に保管してください。源泉徴収票が届かないときは、

057010511165(IP電話からは☎03-6700-1165)、または、立川社会保険事務所 ☎5230355へ。

「税についての作文」の受賞者を決定

市内の中学生から532点の応募があり、審査の結果、次の方が表彰されました。(敬称略)

- ◇東京納税貯蓄組合総連合会長賞 前野裕美(瑞雲中3年)
- ◇多摩納税貯蓄組合連合会優秀賞 佐藤萌(福島中3年)
- ◇立川税務署長賞 飯田愛(拝島中3年)
- ◇立川都税事務所長賞 小川将幸(瑞雲中3年)
- ◇昭島市長賞 上松知貴(多摩辺中3年)
- ◇昭島市教育長賞 伊藤宗太郎(瑞雲中3年)

※詳しくは、教育委員会庶務課へ。

